

市内で飲食店を運営する事業者の皆様へ

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策

「感染対策推進奨励金」



市では、市民が安心して飲食店を利用できる環境の充実等を図るため、業種別ガイドライン等を遵守するとともに、感染対策の更なる向上に継続して取り組む**飲食店**の方に対し、奨励金を支給します。該当する方は内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

1 対象者

宇和島市内の飲食店で、以下のすべてに該当する店舗※1

※1・・・以下の者は含まない。(国・公共法人、性風俗関連特殊営業及び同営業に係る接客業務受託営業、政治団体、宗教団体、暴力団・暴力団の構成員等、公務員一般職等)

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けている店舗
- (2) 「愛顔の安心飲食店認証制度」（以下「認証制度」という。）※2における
感染対策マネジメントリーダーが在籍している店舗
- (3) 認証制度における**認証基準を維持し、継続した新型コロナウイルス感染症予防策に努めていること**
- (4) 申請時に市税等を滞納していないこと



※2・・・愛媛県が定める感染症予防策を講じている飲食店を愛媛県が認証し、県民及び県外の利用者に安心と信頼を提供するとともに、コロナ禍に立ち向かう飲食店を支援する認証制度のこと。

(認証制度の詳細はこちら)

※認証制度に関するお問い合わせは、**愛顔の安心飲食店認証制度事務局 (089-945-3280)** まで

2 支給額



1 認証施設につき 5万円

(令和3年度において既に支給を受けた店舗は対象外)

3 申請に必要な書類

- ① 申請書兼請求書
- ② **飲食店営業許可証**の写し
※営業許可証と奨励金申請者の名義が異なる場合には、「飲食店営業許可証に係る確認書」も必要
- ③ 認証制度における「**認証書**」および「**感染対策マネジメントリーダー認定書**」の写し
- ④ 振込先口座の**通帳等**の写し（通帳の表紙 および 通帳を開いた1・2ページ）

4 申請から支払まで

- ① 市ホームページ、市役所本庁商工観光課で申請書類を取得。
- ② 申請書類を記入し、添付書類をつけて市商工観光課に郵送。
- ③ 市は、支給を決定した方に支給決定通知書送付。
支給決定から約3週間後に指定口座に奨励金を振込。



(詳しくはこちら)

5 申請書提出先・申請受付期間

- ① 提出先 宇和島市商工観光課
※感染拡大防止のため、原則郵送での申請受付。
- ② 申請受付期間 令和4年**4月1日**～
令和5年**3月31日**
※当日消印有効

【問い合わせ先・郵送先】

宇和島市役所商工観光課商工係
 (所在地) 〒798-8601 宇和島市曙町1番地
 (電話) 0895-49-7080
 (FAX) 0895-25-4907
 (メール) shoko2@city.uwajima.lg.jp